

上川町で同窓会を しませんか？

上川町では、上川町出身・在住者が本町の魅力を再発見し、郷土愛を深めていただくとともに、出会いの機会や関係人口の創出、地域経済の活性化を図ることを目的として、町内で開催される同窓会に対して経費の一部を助成します！

申請書様式はこちら
町公式HPをチェック！



申請の流れ

①上川町役場へ申請

同窓会開催日7日前までに申請書類を窓口へ提出してください。

【提出窓口】

未来想造課ふるさと応援係

【提出書類】

- ①補助金交付申請書
- ②収支予算書
- ③出席予定者名簿
- ④同窓会案内文書の写し

②補助金交付決定

申請内容を審査し、補助金交付決定通知を代表者へ送付します。

③同窓会の開催

主催者は、参加者へ町が提供するイベント案内などの資料配布をお願いします。

④実績報告

同窓会開催日の翌日から起算して30日以内に報告書類を役場へ提出してください。

【提出書類】

- ①補助金実績報告書
- ②収支決算書
- ③領収書及び請求明細書の写し
- ④出席者名簿
- ⑤出席者全員の集合写真

⑤補助金確定・請求

実績報告書を審査し、補助金確定通知書を送付します。通知が届き次第、同封の請求書を役場へ提出してください。

⑥補助金の振込

請求書の提出から1か月を目途に補助金を振り込みます。

対象となる同窓会

対象事業	町内の学校の同窓会であるか、町内在住者が代表者となる同窓会(同一の学校の卒業生で、学校、学年、学級の単位で開催されるもの)であること。
開催場所	町内の宿泊施設、飲食店等
出席者数	10人以上(出席者のうち3割以上が町外在住者であること) ※同学年の人数が20人に満たなかった場合は当該人数の半数以上
補助金額	2,000円×出席者人数 ※同一の単位で行う同窓会への補助金交付は、同一年度内に1回限り
補助対象経費	案内文書等の作成に係る印刷製本費及び通信運搬費 町内の飲食店等に支払う飲食代、宿泊代金など
その他	町の資料配布やアンケート等への協力に応じること

注意事項

- ・当日の出席者が10人未満となり基準に満たなかった場合は、補助金はお支払いできません。
- ・必ず開催日の7日前までに申請をしてください。(開催後申請は不可)
- ・補助金の前払いは行わないため、経費は一時的に主催者側で立て替えをお願いします。
- ・町外在住の参加者には、今後、町の関係人口創出・拡大事業やイベントに関する情報・ふるさと納税に関するご案内などを不定期でお送りさせていただきます場合があります。

お問い合わせ

上川町役場未来想造課ふるさと応援係 Mail:kikaku@kamikawacho.jp

〒078-1753 北海道上川郡上川町南町180番地

TEL:01658-2-4063 FAX:01658-2-1220